

平成31年度 就学援助制度のお知らせ

小田原市教育委員会

小田原市では、経済的な理由でお子様の就学に必要な経費負担が大きい方に、学用品費や給食費などを援助する「就学援助制度」を行っています。

援助をご希望の方は、次の説明をお読みいただき、お子様が在籍する学校または教育委員会・教育指導課へお申し込みください。なお、郵送での受付は行っておりません。

(神奈川県立中等教育学校、横浜国立大学教育学部附属鎌倉中学校に在籍する場合は直接教育委員会・教育指導課にお申込みになります。)

年度ごとの申請が必要ですので、平成30年度に就学援助を受けた方もあらためて申請書を提出してください。また、申請書は、お子様を介さず保護者様が学校担当者等へ直接提出してください。

1 援助の内容

- (1) 学用品費等(学用品費、通学用品費、新入学用品費、修学旅行費、校外活動費、通学費)
- (2) 学校給食費
- (3) 眼鏡購入費(学校で行う春の定期健康診断の結果、治療の指示を受けた対象疾病と眼鏡購入費)※詳しくは別紙(6ページ)をご覧ください。

2 対象となる方

小田原市立の小・中学校に就学するお子様の保護者又は小田原市に住民票があつて、かつ、神奈川県立中等教育学校、横浜国立大学教育学部附属鎌倉中学校に就学するお子様の保護者で、次の(1)～(3)のいずれかに当てはまる方

(1) 生活保護を利用している方

生活保護費との関係上、就学援助費の支給対象費目が限られていますので、申請書の提出が必要な方には教育委員会から直接申請書等を郵送します。

(2) 前年(平成30年1月から12月まで)の世帯全体の所得が一定の所得制限以下の方で当年度の税申告がお済みの方

《所得制限の目安》 この目安は家族の年齢や人数などの状況により異なります。

世帯人数	世帯構成(参考例)	平成30年中の所得から一定の所得控除を差引後の合計金額(世帯全体)
2人	父または母・小学生1名	210万円前後
2人	父または母・中学生1名	225万円前後
3人	父母・小学生1名	270万円前後
3人	父または母・中学生1名、小学生1名	300万円前後
4人	父母・小学生2名	315万円前後
4人	父母・中学生1名、小学生1名	330万円前後
5人	父母・中学生1名、小学生1名、幼児1名	350万円前後
5人	父母・中学生1名、小学生2名	375万円前後
5人	父母・高校生1名、中学生1名、小学生1名	365万円前後

※国の生活保護基準額と連動しているため、所得制限の目安は変更される場合があります。

※一定の所得控除とは、①社会保険料、②生命保険料、③地震保険料の住民税算出時の控除額をいいます。

《計算方法》

世帯内で収入がある方について給与所得の源泉徴収票、確定申告書から次のとおり金額を計算し、全員分を足して目安額を算出してください。

- ・源泉徴収票の場合 「給与所得控除後の金額」－（①＋②＋③）
- ・確定申告書の場合 「所得金額の合計」－（①＋②＋③）

※ 源泉徴収票、確定申告書に記載された各控除の額は所得税算出時の控除額です。

①社会保険料控除（所得税算出時の控除額と住民税算出時の控除額は同額です。）

②生命保険料控除（所得税算出時の控除額と住民税算出時の控除額は異なります。）

平成23年以前に契約等をした場合、5万円の記載の場合は3万5千円に換算、

平成24年度以降に契約をした場合、4万円の記載の場合は2万8千円に換算となります。

③地震保険料控除（所得税算出時の控除額と住民税算出時の控除額は異なります。）

5万円と記載されている場合は2万5千円に換算します。）

（3）平成30年度または31年度において、18歳以上の世帯員すべてが次のいずれかに当てはまる方

- ①生活保護が停止または廃止された。
- ②世帯全員が市民税の非課税または減免の扱いを受けた。
（障がい者、寡婦・寡夫等による非課税・減免の場合です。）
- ③個人事業税の減免の扱いを受けた。
- ④固定資産税の減免の扱いを受けた。（新築による減免は該当しません。）
- ⑤国民年金の掛金の減免の扱いを受けた。（半額、3/4免除は該当しません。）
- ⑥国民健康保険の保険料の減免の扱いを受けた。（保険料の軽減は該当しません。）
- ⑦児童扶養手当が支給された。（児童手当、ひとり親家庭等医療費助成ではありません）
- ⑧生活福祉資金の貸付を受けた。
- ⑨その他（主たる生計維持者の死亡など）

3 申請のしかた

（1）申請書の書き方

ボールペンを使用し、「就学援助費交付申請書 兼 世帯票」、「口座振替依頼書 兼 就学援助費の代理受領に係る委任状」に必要事項を記入し、押印してください。（シャチハタなどのスタンプ印はや、消せるボールペンはお使いいただけません。）

記載誤りは二重線で抹消し訂正印を押してください。（修正液、修正テープ等はお使いいただけません。）

ご記入の際は別紙記載例及びチェックリストを参考としてご覧ください。（生計同一の世帯員の記載に注意）

※ 学校給食費など学校への納入金の未納対策としまして、申請の際にお子様が在籍する校長に援助費の代理受領を委任していただきたく存じますので、この趣旨にご理解をいただきお申し込みくださいますようお願いいたします。代理受領の委任を希望されない場合には別様式を送付しますのでご連絡ください。

《未納がある方》

委任状に基づいて学校長に代理受領となり、学校経由で援助費のお受け取り及び未納金のお支払い及び未納金への充当後の残金をお受け取りいただく場合があります。

《未納なくお支払いいただいている方》

通常どおり申請者のご指定口座に振り込みをしますが、申請書等の記載事項及び取扱方法は皆様に一律でお願い申し上げたく、ご理解とご協力をくださいますようお願いいたします。

なお、未納なくお支払いいただいている方で申請書中の委任等の記載についてご承諾いただけない場合は委任等に係る記載を抹消してご使用いただくか、様式の差し替えをご希望の場合はお手数ですが教育委員会（教育部教育指導課 TEL33-1682）にご連絡ください。

(2) 申請書にその他の書類（証明書等）を付けていただく必要がある方

	証明書等が必要な方（場合）	添付いただく証明書等
①	1月2日以降に小田原市に転入された方	平成31年度課税証明書 または非課税証明書<注1> (平成30年中の所得、控除額等 が記載された証書)
②	小田原市に住所があるが、他市区町村で住民税 が課税されている方	
③	小田原市外に住民登録があるが、お子様が小田 原市立の小・中学校に区域外就学している場合	
④	申請者及び「世帯の状況」欄に記載した18歳 以上の者が小田原市以外に住民登録している 場合<注2>	
⑤	2(3)③～⑧に当てはまる方	該当項目を証明する書類（証明 書、証書の写しなど）<注3>
⑥	2(3)⑨に当てはまる方で教育委員会が証明 書等の提出を求めた方<注4>	申請書の「具体的な申請理由」に 記載した理由を証明する書類
⑦	県立中等教育学校、国立大附属中学校在籍の方	在籍を証明する書類（生徒手帳の 写しなど）

<注1>平成31年度課税証明書または非課税証明書は、6月以降でないと取得できませんので、4月中に申請書のみ提出し、課税証明書等は6月以降取得後、速やかに追加で提出してください。（申請が遅れると援助費が申請月からの月割り減額になるとともに、4月中の申請分のみ対象の費目がありますので、認定後の給付金額に影響します。）

※ 原則、課税証明書等をご提出いただく必要がありますが、確定申告書の控えの写しまたは給与所得の源泉徴収票（勤務先が1箇所のみで年末調整が済んでいる場合のみ）でこれに代えることができます。

<注2>住民登録が別であっても、生活費等を送金している場合などは同一世帯とみなします。

<注3>必要な証明書が付いていない（間違った資料を証明書として添付した場合を含む）と認定の時期が遅れたり認定されないことがあります。

※間違いが多い証明書の例

2(3)⑦の証明書

(正) 児童扶養手当

平成〇〇年度		児童扶養手当	
児童扶養手当証書			
受給者氏名	様	生年月日	
手当月額	円	支給対象児童数	人
支給開始年月日		改定年月	
改定理由			
小田原市 平成〇〇年〇〇月	小田原市長 〇〇	口座番号	
支給	関	住所	
支給停止額			
支給停止期間			
支給停止理由			
支給停止額	円		
支給停止期間			
支給停止理由			

4面開いてコピー

(誤) ひとり親家庭等医療費助成

親	福祉医療証
住所	
氏名	
有効期間	から から
次の受給者は、小田原市の医療費の助成に関する条例に基づき、小田原市が助成するものである。	
小田原市長	
交付年月日	年 月 日

※児童扶養手当認定通知書の写しでも可。

＜注4＞その他の証明書の提出を求める参考例として、失業の場合は離職票、会社倒産の場合は給与未払いの証明書などです。死亡の場合は住民登録が小田原市であれば証明書の提出は不要です。

(3) 申請書の提出先

お子様が就学する市立小・中学校または、教育委員会・教育指導課。(県立中等教育学校、国立大附属中学の方は教育委員会)

世帯内に小学生と中学生のお子様がいる場合は、小学校に提出してください。

申請書は世帯で1枚を保護者様から学校担当者等に直接ご提出ください。郵送での受付は行っておりません。申請書の控えや受領証などの対応はできませんので、やむを得ず、代理の方に提出を依頼する場合などは、受付がなされたか、必ず提出先(学校または教育委員会・教育指導課)にご確認ください。(お子様に預けることはお止めください。)

(4) 申請期間

平成31年4月5日(金)から4月26日(金)【最終申請期限：平成32年1月31日(金)】

上記の申請期間以降も翌年1月31日(金)まで随時受け付けしますが、申請が遅れると援助費が申請月からの月割り減額になるとともに、4月中の申請分のみ対象の費目がありますので、認定後の給付金額に影響します。

(5) 申請書の提出以降、認定までに身分事項等に変更がある(あった)方

「小田原市就学援助費受給者変更届」に変更内容を記入し、教育委員会・教育指導課に提出ください。

4 認定と援助費の給付

(1) 認定通知書の送付

①平成31年4月5日(金)～6月14日(金)に提出の方 →平成31年7月下旬

②平成31年6月15日(土)～10月31日(木)に提出の方 →平成31年11月中旬

③平成31年11月1日(金)～平成32年1月31日(金)に提出の方→平成32年2月中旬

※書類の不備、税申告未済で審査ができない方や判定の所得基準数値を超えた方につきましては、認定の時期が遅れたり、認定されないことがあります。

※認定時期が来ても、通知書が郵送されない場合は、教育委員会・教育指導課へお問い合わせください。

(2) 支給金額

費目ごとの支給金額は「平成31年度就学援助費支給額一覧」を参考としてご覧ください。

(3) 支給時期

平成31年7月末、11月末、平成32年3月末

認定した方に、年間の支給金額を分割し上記の支給月にお支払いします。費目ごとに支給月が異なりますので、裏面の「平成31年度就学援助費支給額一覧」を参考としてご覧ください。

(4) 支給方法

口座振込

基本的には申請書の中の「口座振替依頼書」にご記入いただいた申請者名義の金融機関口座に振り込みにより給付します。

ただし、学校給食費など学校へお支払いいただく納入金に未納がある場合は上記の方法によらず、校長に代理受領していただき、学校経由で未納金への充当後の残金をお受け取りいただくこととなります。振込金額の通知はしませんので、支給月の末日以降に各自通帳のご記帳によりご確認ください。

(5) その他

平成 31 年度就学援助を申請し、放課後児童クラブを利用する方で、保護者負担金免除を希望する方は、免除申請を行って下さい。(免除申請をされていない方や就学援助の認定をされなかった方は免除の対象外となります。)

なお、放課後児童クラブ保護者負担金減額・免除申請書の提出月以前の保護者負担金は減額又は免除の対象となりません。

放課後児童クラブに関するお問い合わせ (教育部教育総務課 電話 33-1731)

ご不明な点がございましたら、お手数ですが担当課までお問い合わせください。

《問い合わせ先》

認定業務に関すること (教育部教育指導課 電話 33-1682)

眼鏡購入費援助に関すること (教育部学校安全課 電話 33-1691)

1 眼鏡購入費援助

(1) 援助の内容

学校で行う春の定期健康診断の結果、裸眼及び矯正視力の両眼ともに0.6以下(C・D)の児童・生徒の保護者に対して、「検眼券」及び「眼鏡購入券」を交付し、眼鏡購入費の援助を行います。

(2) 条件等

学校で行う春の定期健康診断の診断結果のみを判定基準とします。

眼鏡の作成(レンズ交換を含む)は、小学校在学中に1回、中学校在学中に1回が限度です。
コンタクトレンズは対象になりません。

(3) 申請のしかた

「医療費援助・眼鏡購入費援助申込書」は7月下旬に就学援助の認定通知とあわせて送付いたしますので、必要事項をご記入いただき、対象疾病等の診断を受けたお子様が在籍する学校へご提出ください。

(4) 受診及び購入のしかた

後日、学校を経由して「検眼券」及び「眼鏡購入券」を発行いたします。

「検眼券」…小田原市が指定する眼科医に「検眼券」と保険証を持参して検眼してください。

「眼鏡購入券」…小田原市が指定する眼鏡店に「眼鏡購入券」を持参して眼鏡を購入してください。

《注意》

- ・「検眼券」、「眼鏡購入券」交付前の受診及び購入につきましては、この制度は受けられません。
※指定眼科医及び眼鏡店以外は、認めておりませんので、必ず、就学援助認定後に、所定の手続きに基づき申請をお願いいたします。
- ・「検眼券」、「眼鏡購入券」は小田原市が指定する眼科医及び眼鏡店以外では使用できません。
あらかじめ指定眼科医及び眼鏡店を確認したい方は、学校へお問い合わせください。

(5) 援助額

検眼料 被保険者一部負担金額を援助します。

眼鏡購入費(現物給付) 18,000円(消費税額を含む)を限度とします。

(6) 有効期間

「検眼券」、「眼鏡購入券」交付日から平成32年2月28日まで

※使用済み及び有効期限を過ぎた「検眼券」、「眼鏡購入券」は学校に返却していただきます。

(7) 注意事項

※平成28年10月から小児医療制度が中学校まで拡大されましたので、「検眼券」については、小児医療費助成制度を優先的にご利用ください。

ご不明な点がございましたら、お手数ですが担当課までお問い合わせください。

《問い合わせ先》

眼鏡購入費援助に関すること(教育部学校安全課 電話33-1691)

＜参考＞平成31年度就学援助費支給額一覧

※国の基準を基に変更する場合があります。決定額は、認定通知に同封している支給額一覧にて確認をお願いします。

援助費目 (内 容)	対 象	支給期間等	支給額 (年額)		支 給 月		
			小学生	中学生	7 月 末	11 月 末	3 月 末
①学用品費 (学用品購入費)	全学年	申請月 から支給	11,420 円	22,320 円	○ 4～6 月分	○ 7～10 月分	○ 11～3 月分
②通学用品費 <u>＜※小・中学1年生以外＞</u> (通学用品購入費)	1 年生 を除く 学年	申請月 から支給	2,230 円	2,230 円	○ 4～6 月分	○ 7～10 月分	○ 11～3 月分
③-1 新入学用品費 <u>＜※小学1年生＞</u> (新入学にあたっての学用品購入費)	小学1年生	4月申請 の方のみ	40,600 円		○ 一括支給 小学1年のみ		
※③-1 は小学校入学前に支給のない方のみ支給します。							
③-2 新入学準備費 <u>＜※小学6年生＞</u> (新入学にあたっての学用品購入費)	小学6年生	3月に受給資格のある小学6年生	47,400 円				○ 一括支給 小学6年のみ
以下の費目は学校や該当状況等によって金額が異なります。							
④修学旅行費 <u>＜※小学6年生・中学3年生＞</u> (修学旅行に参加する際、一律に負担する交通費、宿泊費、見学科等)	参加者のみ	修学旅行実施月までに申請した方のみ	21,490 円 (限度額)	57,590 円 (限度額)	○ 一括支給		
⑤校外活動費 <u>＜宿泊無し＞</u> (宿泊を伴わない校外活動に参加する際に必要となる均一に負担する交通費及び見学科)	全学年 (参加者のみ)	4月申請かつ1回以上参加し、3月まで認定のある方のみ	1,570 円 (定額)	2,270 円 (定額)			○ 一括支給
⑥校外活動費 <u>＜宿泊有り＞</u> (宿泊を伴う校外活動＜修学旅行以外＞に参加する際に必要となる均一に負担する交通費及び見学科)	全学年 (参加者のみ)	申請月 から支給	3,620 円 (限度額)	6,100 円 (限度額)		○ 一括支給	
⑦学校給食費 (負担額)	全学年	申請月 から支給	負担額	負担額	○ 4～6 月分	○ 7 月及び 9・10 月分	○ 11～3 月分
⑧通学費 <u>＜※区域外及び指定校変更就学者ならびに小規模特認校による就学者は特別支援学級在籍者を除き支給対象外＞</u> (通学距離が小学校まで4km以上・中学校まで6km以上の場合、通常で最も経済的な経路及び方法による旅客運賃) ※特別支援学級在籍の場合は距離を問わない	全学年 (対象者のみ)	申請月 から支給	39,290 円 (限度額)	79,410 円 (限度額)		○ 4～7 月 及び 9 月分	○ 10～3 月分

眼鏡購入費等 (学校で行う春の定期健康診断の結果、治療等の指示を受けた場合のみ)

援助内 容	対象疾病等	事前の手続き	援助額
⑨眼鏡購入費等 <u>＜検眼料、眼鏡購入費＞</u> (指定眼鏡店の眼鏡購入券交付)	裸眼及び矯正視力の両眼ともに0.6以下の方	眼鏡購入券の交付申請	(眼鏡購入) 18,000円以内

＜注＞⑨の援助を希望する場合は、必ず事前に学校へお申し出ください。

眼鏡購入前には、小児医療証を利用し、検眼を必ず行って下さい。(眼鏡購入券を使用する際に、病院の眼鏡の処方箋が必要となります。) 指定眼鏡店以外の眼鏡購入は援助の対象になりません。

眼鏡購入費の援助は小学校在籍中に1回、中学校在籍中に1回の利用が限度です。

小田原市教育委員会 御中
就学援助を受給したいので申請します。なお、認定事務に当たり、小田原市教育委員会が次のことについて照会・閲覧することを承諾します。
・世帯に係る税務情報等
・転入者にあつては、前市区町村

教育委員会から問い合わせる場合があるため連絡がつく番号

スタンプ印不可。委任状欄にも同じ印で押印

新年度の学年を記入

氏名にはすべてフリガナを記入

その他家族の氏名は申請者以外を記入してください

申請書裏面のチェックリストにレ点をつけて学校に提出してください。

お客様番号を記入していないかもう一度通帳を確認してください。

申請者 (保護者)	住所	小田原市荻窪300		生年月日	昭和〇〇年××月△△日	
	フリガナ	オダワラ タロウ		勤務先	職業	
	氏名	小田原 太郎		小田原商事	会社員	
	電話番号	090-〇〇〇〇-△△△△		申請年月日	平成31年4月〇日	
世帯 の 状 況	フリガナ	小中学生の氏名	申請者から見た続柄	生年月日	学校名	学年・組
	フリガナ	オダワラ イチロウ	子	〇〇年〇〇月〇〇日	〇〇 小学校 中学校	6-1
	フリガナ	オダワラ ジロウ	子	〇〇年〇〇月〇〇日	×× 小学校 中学校	3-3
	フリガナ	オダワラ ハナ	母	〇〇年〇〇月〇〇日	小学校 中学校	-
	フリガナ	その他家族の氏名	申請者から見た続柄	生年月日	勤務先または学校名	職業または生計
	フリガナ	オダワラ ウメコ	妻	〇〇年〇〇月〇〇日		主婦
	フリガナ	オダワラ キョウ	子	〇〇年〇〇月〇〇日	△△高校	
	フリガナ	オダワラ	父	〇〇年〇〇月〇〇日		
	フリガナ	オダワラ				
	フリガナ	オダワラ				

生活保護が停止または廃止された(田舎) 停止・廃止) 5. 国民年金の掛金の減免の扱いを受けた
2. 市民税の非課税または減免の扱いを受けた 6. 国民年金の掛金の減免の扱いを受けた
※3~8は必ず証明資料を付けてください 7. 国民年金の掛金の減免の扱いを受けた
3. 個人事業税の減免の扱いを受けた 8. 国民年金の掛金の減免の扱いを受けた
4. 固定資産税の減免の扱いを受けた 9. その他
具体的な申請理由 (1~8に該当しない場合は必ず記入してください)
(例) 子どもが多く経済的に苦しいため
(例) 病気であまり働けず、経済的に苦しいため

平成31年度 口座振替依頼書 兼 就学援助費の代理受領する委任状

小田原市会
小田原市教育委員会
認定された
振込みください
なお、学校
学援助対象費目に未納が生じた場合は私
を受ける就学援助費を未納金に充てることに同意
し、就学援助費の受領に係る一切の権限を在籍校
長に委任いたします。

《注意》
「口座振替依頼書」にご記入
いただく口座情報は上記「就学
援助費交付申請書」の申請者と
同一人に限ります。

平成31年4月〇日

住所 小田原市荻窪300

氏名(申請者と同一人) 小田原 太郎

金融機関名 △△ 銀行 金庫・組合 農業協同組合

振込先 預金種別 普通・当座 口座番号 (7ケタ数字) 1 2 3 4 5 6 7

口座名義(カタカナ記入) ※申請者と同一人 オダワラ タロウ

本店 支店 出張所

平成31年度 小田原市就学援助費交付申請書 兼 世帯票

小田原市教育委員会 御中

就学援助を受給したいので申請します。なお、認定事務に当たり、小田原市教育委員会が次のことについて照会・閲覧することを承諾します。

・世帯に係る税務情報等

・転入者にあつては、前市区町村での就学援助支給状況

申請者 (保護者)	住所				生年月日	年 月 日		
	フリガナ				勤務先	職 業		
	氏 名	㊞ スタンプ 印不可						
	電話番号	— —			申請年月日	年 月 日		

世帯 の 状 況	フリガナ	申請者から 見た続柄	生年月日	学校名	学年・組	教育 委員 会 使 用 欄
	小中学生の氏名					
	フリガナ		年 月 日	小学校 中学校	—	
	フリガナ		年 月 日	小学校 中学校	—	
	フリガナ		年 月 日	小学校 中学校	—	
	フリガナ		年 月 日	小学校 中学校	—	
	フリガナ	申請者から 見た続柄	生年月日	勤務先または学校名	職業 または学年	
	その他家族の氏名					
	フリガナ		年 月 日			
	フリガナ		年 月 日			
	フリガナ		年 月 日			
	フリガナ		年 月 日			

住居形態

☐持ち家(本人・家族)、☐賃貸住宅(民営住宅、社宅、公営住宅)、☐その他 ()

健康保険証

☐国民健康保険、☐日雇労働者健康保険、☐その他社会保険、☐なし(未加入)

去年及び今年の状況

該当する番号に○を付けてください

1 生活保護が停止または廃止された(H . . . 停止・廃止)

2 市民税の非課税または減免の扱いを受けた

※3～8は必ず証明資料を付けてください

3 個人事業税の減免の扱いを受けた

4 固定資産税の減免の扱いを受けた(新築による減免を除く)

5 国民年金の掛金の減免の扱いを受けた

6 国民健康保険の保険料の減免の扱いを受けた

7 児童扶養手当が支給された
(児童手当、ひとり親家庭等医療費助成ではありません)

8 生活福祉資金の貸付を受けた

9 その他

具体的な申請理由 (1～8に該当しない場合は必ず記入してください)

収
受
印

受付番号

平成31年度 口座振替依頼書 兼 就学援助費の代理受領に係る委任状

小田原市会計管理者 様

小田原市教育委員会 御中

住所

氏名(申請者と同一人) ㊞ スタンプ印
不可

認定された場合の就学援助費は次の預金口座へ振込みください。

なお、学校への支払金の内、学校給食費等の就学援助対象費目に未納が生じた場合は私が支払いを受ける就学援助費を未納金に充てることに同意し、就学援助費の受領に係る一切の権限を在籍校長に委任いたします。

振込先

金融機関名

銀行
金庫・組合
農業協同組合

本店
支店
出張所

預金種別

普通・当座

口座番号
(7ケタ数字)

口座名義(カタカナ記入)
※申請者と同一人

小田原市就学援助費交付申請書記入チェックリスト

申請書を学校に提出する前にもう一度確認してください。

- ☐ ボールペンで記入した。(鉛筆、消せるボールペンで記入していない)
- ☐ 訂正箇所は修正テープでなく、2重線を引いて訂正印(朱肉印)を押印した。
- ☐ 印鑑(申請書上下 2カ所)は朱肉を使用して押印した。2カ所とも同じ印である。(シャチハタなどスタンプ印でない)
- ☐ 世帯の状況は住民票のとおりではなく生計が一の世帯員を記入した。

※生計が一とは、家計など食費・光熱費などを支払っているまとまりで、例えば、祖父母と同居はしているが、家計は別々であるという場合には生計が同一でないため、申請書に記載は不要となります。

別居していても生活費、学資金、療養費などを常を送金している、又は勤務や修学等の余暇には起居を共にしている場合は生計を一にしているといえます。
- ☐ フリガナを記入した。(複数箇所あります)
- ☐ 上段の申請者名と下段の口座振替依頼書は同じ氏名を記入した。
- ☐ 去年及び今年の状況の3～8に○をしたら、証明資料のコピーを添付した。
- ☐ 振込先口座番号は7ケタを記入した。(金融機関によっては6ケタの場合もあります)
 - ※口座番号の記入まちがいがあると支給日にお振込みできません。通帳を確認してください。
 - ※ゆうちょ銀行は漢数字3ケタです。(例：〇二八支店) 通帳が××支店(地名など)となっている場合には郵便局で支店名と口座番号(変わる場合があります)を確認してください。
- ☐ 18歳以上の世帯員はすべて市県民税の所得申告を行った。
 - ※0円(無職)や配偶者が扶養控除を申告していない場合なども全員分の申告が必要です。
 - ※サラリーマンの場合で会社が申告している場合は不要です。